

<合併協議のための1市1町の協定書等>

1市1町の合併の検討および合併準備研究に関する協定書

近江八幡市長 富士谷英正（以下「甲」という。）と安土町長 津村 孝司（以下「乙」という。）とは、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）の期限内合併の検討ならびに近江八幡市および安土町（以下「両市町」という。）共同で実施する準備研究に係る事務事業等の経費の負担について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市町が、市町合併の検討および準備研究に係る事務事業等の経費の負担に関する基本事項を定めることにより、合併に向けた準備、調整等を円滑に図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（事務事業等の内容）

第2条 実施する事務事業は、次のとおりとする。

（1）法定協議会（以下「協議会」という。）設置に向けた準備および調整

- ア. 協議会設置議案の作成
- イ. 協議会規約・議案の準備
- ウ. 協議会運営に係る予算の調整
- エ. 協議項目の事前調整
- オ. その他協議会組織の運営および事前協議事務に係る業務全般

（2）合併市町村基本計画原案の作成

- ア. 原案の作成
- イ. 滋賀県（東近江地域振興局）との事前協議
- ウ. その他基本計画の作成に係る業務全般

（3）電算システム統合に係る調整

- ア. 電算システム統合の基本方針の調整
- イ. 合併期日を踏まえた統合スケジュールの作成
- ウ. 両市町の担当課との事前調整
- エ. その他電算システム統合に係る業務全般

（4）その他甲および乙が認める合併に係る事務事業全般

（事務事業等の経費負担等）

第3条 両市町の経費の負担割合は、事務事業等の実施に要する経費の各々2分の1ずつとする。

（事務事業等の経費支払）

第4条 第2条の事務事業等の実施に要する経費は、近江八幡市の一般会計において執行し、協定締結の日の属する年度の出納閉鎖日までに、事務事業等に要した総支出額の合計額の2分の1に相当する額を甲からの請求により、乙が甲の指定する口座に納入する。

（疑義の決定）

第5条 この協定書に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲および乙で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本2通を作成し各市町押印のうえ、それぞれ各1通を所持する。

平成21年 1月 19日

（甲） 近江八幡市長

富士谷 英正



（乙） 安土町長

津村 孝司



近江八幡市・安土町合併協議会規約に関する協議書

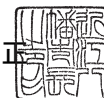
この協議は、近江八幡市及び安土町（以下「一市一町」という。）が、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づき、平成22年3月までの市町合併に向けての法定協議会の設置のための議会提案を予定している近江八幡市・安土町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項及び第15条に規定する一市一町の長が協議して定める事項について、あらかじめ次のとおり定めることにより近江八幡市・安土町合併協議会（以下「協議会」という。）の運営を円滑にならしめることを目的とする。

- 1 規約第4条に規定する協議会の事務所は、近江八幡市桜宮町236番地近江八幡市役所内に置く。
- 2 規約第6条第1項に規定する会長については、近江八幡市長 富士谷 英正 を選任する。
- 3 規約第15条に規定する協議会に要する費用については、特定財源を除き、その負担額は均等とする。
- 4 協議内容等の変更について
この協議内容等に変更が生じた場合は、相方協議のうえ別に書面により定めるものとする。

この協議を証するため、本書2通を作成し各市町押印のうえ、それぞれ1通を保管するものとする。

平成21年 3月 2日

近江八幡市長 富士谷 英正



安土町長 津村 孝



近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議書

平成22年3月21日から近江八幡市及び蒲生郡安土町を廃し、その区域をもって新たに「近江八幡市」を設置することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第5項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

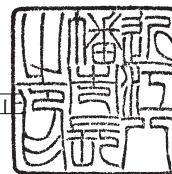
記

- 1 近江八幡市の財産は、すべて新たに設置する「近江八幡市」に帰属させる。
- 2 蒲生郡安土町の財産は、すべて新たに設置する「近江八幡市」に帰属させる。

平成21年6月15日

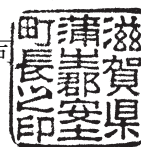
近江八幡市長

富士谷 英 正



安土町長

津村 孝 司



近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議書

平成22年3月21日から近江八幡市及び蒲生郡安土町を廃し、その区域をもって新たに「近江八幡市」を設置することに伴う、近江八幡市及び蒲生郡安土町の議会の議員の在任及び農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）により、下記のとおり定めるものとする。

記

1 議会の議員の在任

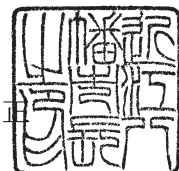
近江八幡市及び蒲生郡安土町の議会の議員は、合併新法第9条第1項第1号の規定を適用し、平成23年4月29日まで引き続き新たに設置する「近江八幡市」の議会の議員として在任する。

2 農業委員会の委員の任期

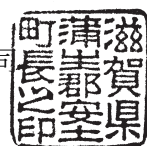
新たに設置する「近江八幡市」に一つの農業委員会を置き、近江八幡市及び蒲生郡安土町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併新法第11条第1項第1号の規定を適用し、平成23年3月20日まで引き続き新たに設置する「近江八幡市」の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成21年6月15日

近江八幡市長 富士谷 英 正



安土町長 津村 孝 司



近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

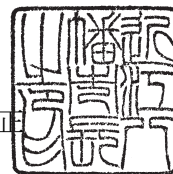
平成22年3月21日から近江八幡市及び蒲生郡安土町を廃し、その区域をもって新たに設置する「近江八幡市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

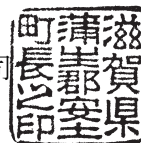
新たに設置する「近江八幡市」の議会の議員の定数は、24人とする。

平成21年6月15日

近江八幡市長 富士谷 英正



安土町長 津村 孝司



近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治
区の区長の設置に関する協議書

(趣旨)

第1条 この協議書は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条及び第24条に規定する合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項について定めるものとする。

(設置)

第2条 法第23条第1項の規定に基づき、合併前の安土町の区域に地域自治区を設置する。

(名称)

第3条 地域自治区の名称は、安土町とする。

(設置期間)

第4条 地域自治区の設置期間は、平成22年3月21日から平成32年3月31日までとする。

(事務所の位置、名称及び所管区域)

第5条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

事務所の位置	事務所の名称	所管区域
合併前の安土町役場	安土町地域自治区事務所	合併前の安土町の区域

(地域自治区の区長)

第6条 地域自治区を設置する間は、法第24条第1項の規定に基づき区長を置く。

2 区長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(区長の権限)

第7条 区長は、市の円滑な運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び地域自治区の区域内の公共的団体等との緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理するものとする。

(地域協議会の設置及び構成員)

第8条 地域自治区に地域協議会を置く。

- 2 地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、10人以内とする。
- 3 委員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市長が住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任する。
- 4 委員は、地域自治区の区域内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第9条 地域協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。ただし、会長及び副会長が欠けた場合における任期は、それぞれの任期の残任期間とする。
- 3 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
 - (2) 職務上の義務違反があったとき。

(地域協議会の権限)

第10条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、地域自治区の区域に係る新市基本計画の変更及び執行状況に関する事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の会議)

第11条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮り公開しないことができる。

(庶務)

第12条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理するものとする。

(その他)

第13条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この協議書は、平成22年3月21日から施行する。

(任期の特例)

2 最初に選任される地域協議会の委員の任期については、第8条第5項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

平成21年6月15日

近江八幡市長

富士谷 英 正



安土町長

津村 孝 司



1 市 1 町の合併準備に関する協定書

近江八幡市長 富士谷英正（以下「甲」という。）と安土町長 津村 孝司（以下「乙」という。）とは、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）の期限内合併の検討ならびに近江八幡市および安土町（以下「両市町」という。）共同で実施する準備に係る事務事業等の内、電算システムおよび条例等の統合にかかる経費の負担について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市町が、市町合併の検討および準備に係る事務事業等の経費の負担に関する基本事項を定めることにより、合併に向けた準備、調整等を円滑に図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（事務事業等の内容）

第2条 実施する事務事業は、次のとおりとする。

（1）電算システム統合に係る調整

- ア. 電算システム統合の基本方針の調整
- イ. 合併期日を踏まえた統合スケジュールの作成
- ウ. 両市町の担当課との事前調整
- エ. その他、電算システム統合に係る業務全般

（2）条例等の統合に係る調整

- ア. 条例等の統合に係る基本方針の調整
- イ. 合併期日を踏まえた統合スケジュールの作成
- ウ. 両市町の担当課との事前調整
- エ. その他、条例等の統合に係る業務全般

（事務事業等の経費負担等）

第3条 甲および乙の経費の負担割合は、事務事業等の実施に要する経費の各々2分の1ずつとする。ただし、事務事業等の実施にあたり、著しく業務内容等に差異が生じた場合は、負担割合について甲および乙で協議を行い、経費を算出するものとする。

（事務事業等の経費支払）

第4条 事務事業等の実施に要する経費は、近江八幡市の一般会計において執行し、協定締結の日の属する年度において、あらかじめ甲および乙が協議し定める期日までに、前条に規定する額を、乙が甲の指定する口座に納入する。

（疑義の決定）

第5条 この協定書に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項については、その都度甲および乙で協議するものとする。

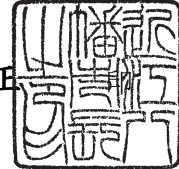
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲および乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を所持する。

平成21年 6月24日

(甲) 近江八幡市長

富士谷

英正



(乙) 安土町長

津村

孝司



近江八幡市および安土町の合併に伴う整備業務の経費負担に関する協定書（協定第2号）

近江八幡市長 富士谷 英正（以下「甲」という。）と安土町長 津村 孝司（以下「乙」という。）は、「1市1町の合併準備に関する協定書（平成21年6月24日）」に定めるもののほか、近江八幡市および安土町（以下「両市町」という。）が共同して実施する合併に伴う整備業務について、必要な経費を両市町が分担するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両市町が、市町合併に伴う整備に係る事務事業等の費用の負担に関する基本的事項、業務に関する経費負担、および執行方法を定めることにより、合併に向けた準備、調整等を円滑に図ることを目的とする。

（合併に伴う整備業務）

第2条 合併に伴う整備業務は、次のとおりとする。

- （1）庁舎間を結ぶ電話交換機等の整備に関する業務
- （2）庁舎等改修業務
- （3）電算システムおよび条例等の統合に係る事務事業を除いた整備業務
- （4）その他甲および乙が協議して定めた業務

2 前項に掲げる合併に伴う整備に係る業務の費用は、甲および乙が協議し定めるものとする。

（予算執行）

第3条 合併に伴う整備業務に関する契約および予算執行等に係る行為は、甲および乙が協議して定める市または町（以下「代表自治体」という。）を代表とする。この場合において、各対象業務毎に業務統合等に伴う投資経費の効率性について、十分な検討を加えるものとする。

2 代表自治体は、前条第2項で定めた額を予算に計上し、代表自治体の財務規則および契約規則等に基づき執行するものとする。

（費用負担）

第4条 両市町の経費の負担割合は、合併に伴う整備業務の実施に要する経費の各々2分の1ずつとする。ただし、事務事業等の実施にあたり、著しく業務内容等に差異が生じた場合は、負担割合について甲および乙で協議を行い、経費を算出するものとする。

2 両市町の代表自治体に対する負担の方法は、甲および乙が協議し定めるものとする。

3 代表自治体以外の市または町は、第1項に基づき算定した額を、前項により定めた負担方法により代表自治体に対する負担金として、予算に計上するものとする。

(負担金の請求)

第5条 代表自治体以外の市または町は、代表自治体から前条第3項に規定する負担金の請求があった場合は、合併期日の前日までに速やかに代表自治体の指定する口座に納入する。

(協定の効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月20日までとする。

(その他)

第7条 この協定の定めのない事項については、甲および乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲および乙が記名押印の上、それぞれ各1通を所持する。

平成21年 7月21日

近江八幡市長

富士谷 英正



安土町長

津村 孝



近江八幡市、安土町の電算システム統合作業に関する協定書(協定第3号)

近江八幡市長 富士谷英正（以下「甲」という。）と安土町長 津村孝司（以下「乙」という。）は、今回の市町合併に伴い、甲と乙が共同して実施する各種電算システム統合業務に係る作業について、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、電算システム統合業務に係る作業等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（電算システム統合業務）

第2条 電算システム統合業務は、次のとおりとする。

（1）基幹系システム統合業務

現行システムの調査、既存システムからの移行データ作成作業、データ統合作業、既存システム改修作業

（2）情報系システム統合業務

現行システムの調査、既存システム改修作業

（3）ネットワーク構築業務

甲乙の庁舎間及び施設を結ぶネットワークの整備、制御機器の運用体制の整備

（4）その他電算システム統合に付随する業務

（円滑な作業の実施）

第3条 甲と乙は、前条の業務を円滑に実施するため、各システムの利用、作業時間及び作業場所等について、十分な配慮を行うこととする。

2 既存システム導入業者及び新システム統合業者は、甲（または乙）の保有する個人情報を含む各種データの抽出・加工・設定変更作業等が必要になった場合、前条の業務に関するものに限り、甲（または乙）の指示のもと、実施できることとする。

（成果物の相互利用等）

第4条 甲と乙は、前条の成果物について、第2条の業務に関するものに限り、相互に提供・利用することができるものとする。

2 甲（または乙）の既存システムから抽出したデータの提供にあたっては、既存システム導入業者から、甲（または乙）を経由し、乙（または甲）に提供するものとする。

(個人情報等の適正な管理)

第5条 甲と乙は、個人情報等の授受、搬送、処理、保管その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するため、その適正な管理に努めなければならない。

(協定の効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月20日までとする。

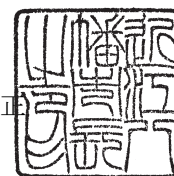
(その他)

第7条 この協定の定めのない事項については、甲乙が協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙が記名押印の上それぞれ1通を保有する。

平成21年 8月21日

甲 近江八幡市長 富士谷 英正



乙 安土町長 津村 孝司



新「近江八幡市」誕生までのあゆみ

近江八幡市・安土町合併の記録

発行日 平成22年7月
発行 滋賀県近江八幡市
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236
TEL 0748-33-3111（代表）
URL <http://www.city.omihachiman.shiga.jp/>
編集 近江八幡市総合政策部
印刷 アインズ株式会社
